

■ 受講対象者について

すでに「健康サポート薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事しており、健康サポート薬局の意義や諸規定を理解し、健康サポート薬局として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲のある薬剤師を対象とします。

なお、実務経験が5年に満たない場合、修了証発行の申請ができません。

ただし、受講証明書の有効期限が3年間になりますので、技能習得型研修会の受講対象者は、薬局実務経験が3年以上とさせていただきます。

実務経験は、週当たりの勤務時間数が20時間以上であった期間の通算となります。

■ 受講証明書について

研修会を受講し、所定のレポートを提出された方に、当該研修会の「受講証明書」を発行いたします。(※3)

以上

<文中※の補足説明>

※1 研修の全体像について

(例)「健康サポート薬局である旨の表示を行うにあたり厚生労働大臣が定める基準第三号に規定される常駐する薬剤師の資質に係る研修」の全体像

	研修項目	規定時間数	研修の実施方法
技能習得型研修 (集合研修)	健康サポート薬局の基本理念	1	【健康サポート薬局のための多職種連携研修】 (研修会A) 平成29年12月10日
	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3	
	薬局利用者の状態把握と対応	4	
知識習得型研修	地域住民の健康維持・増進	2	日本薬剤師会がe-ラーニングにより実施
	要指導医薬品等概説	8	
	健康食品、食品	2	
	禁煙支援	2	
	認知症対策	1	
	感染対策	2	
	衛生用品、介護用品等	1	
	薬物乱用防止	1	
	公衆衛生	1	
	地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1	
	コミュニケーション力の向上	1	
		合計 30 時間	

※2 【重要】A会員登録施設に属する会員について

A会員登録のある施設のA会員及びB会員を指します。

従いまして、本人がB会員であっても本人が属する施設がA会員登録をされて
いない（A会員がいない）場合には「上記以外」に該当することとなり、受講料
は5,000円となりますのでご注意ください。

※3 受講証明書、研修修了証の発行について

研修会を受講された方には、各研修会について「受講証明書」を本会から発行いたします。e-ラーニングについては、22時間分の教材の受講を完了した方に、e-ラーニング研修の受講証明書が日本薬剤師会から発行されます。

研修会2つ、e-ラーニング1つ、合計3つの「受講証明書」を取得され、かつ5年以上の薬局での実務経験を有する方には、研修実施機関である日本薬剤師会・日本薬剤師研修センターから、「研修修了証」が発行されます（発行には、申請手続きと申請料が必要です）。

「健康サポート薬局」の届出を行う際には、「研修修了証」を、他の必要書類と併せて届出先に提出してください。